

基本目標 6

快適で暮らしやすいまち

快適

- 自然と開発のバランスのとれた土地利用が図られ、快適な住環境や良好な景観が形成され、心地よく暮らすことができるまちを目指します。
- こどもから高齢者まで誰もが気軽に外出できるよう、公共交通や道路、歩道などの都市基盤が整備されたまちを目指します。
- 働く場所の確保と定住が進み、多様な世代が安心して暮らせるまちを目指します。

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

土地利用構想を踏まえ、地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進します。

自然災害に強い河川の整備や自然に配慮した親水空間の機能を兼ね備えた河川の整備とともに、浸水の防除および下水道の普及促進に努めます。

取組分野	①土地利用	P46
	②河川	P47
	③下水道	P48

写真

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

こどもから高齢者まで誰もが気軽に外出できるように公共交通のサービスの向上や、幹線道路と歩道の計画的な整備を進めます。

快適な住環境の形成のため、都市基盤の整備や景観に配慮した住環境の整備を推進します。

取組分野	①公共交通	P49
	②道路	P50
	③市街地整備	P51
	④景観	P52

写真

取組方針 3 多様な世代の定住・移住を促進しよう

建築物の耐震化の促進や空き家の活用により、良質な住まいの形成を進めます。働く場所の確保や働きやすい環境づくりに向けた取り組みを推進します。

取組分野	①住まい	P53
	②雇用対策	P54

写真

写真や市民アンケート結果

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

取組分野① 土地利用

現状と課題

本市の土地利用は、市全域の3,219haが豊田都市計画区域として定められ、市街化区域1,087haと市街化調整区域2,132haに区分されています。市街化区域では、住居系637ha、商業系34ha、工業系416haの用途地域が指定されており、駅周辺や市役所周辺に住宅地、市中心部に商業地が配置され、市内各所に主に自動車産業を中心とした工業地が点在しています。また、市街化調整区域では、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域630haが指定され、優良農地として保全されています。

三好中部特定土地区画整理事業による新市街地整備、黒笹山手地区や筋生山田地区における地区計画^{※1}制度の活用など、まちが大きく成長し、発展する一方で、市街化調整区域内の農地や市街化区域内の低未利用地の利用促進は重要な課題であり、地域の特性を生かしたバランスのとれた土地利用を図る必要があります。

具体的な土地利用を進める上で、土地の境界や面積などの地籍の明確化が重要であり、本市では、昭和60(1985)年度から計画的に地籍調査^{※2}を実施しています。しかし、地籍調査には長い年月を要するばかりでなく、関係する土地所有者の理解と協力が不可欠であるため、調査に関する広報活動を十分に行い円滑な調査ができるようにすることが必要です。

取組分野のねらい

地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進することで、市全域で調和のとれた秩序ある土地利用と良好な住環境の形成を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市街化区域の面積割合	市域に占める市街化区域の割合	32.8%	33.8%	34%

主な取組

1 計画的な土地利用の推進

土地利用構想や都市計画に関する基本的な方針に基づき、地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進します。

2 まちづくり土地利用条例による開発などの誘導

まちづくり土地利用条例に基づき、開発事業の申請や審査などを行い、必要な助言、勧告などを行います。

3 地籍調査事業の推進

土地の有効利用や権利の保全を図るために必要不可欠な地籍の明確化を土地所有者の協力を得て進め、土地に関する基礎情報を整備します。

市民の役割

土地は限られた地域資源として認識し、周辺環境との調和を図りつつ、効果的・効率的な利用に努めるとともに、土地に関する基礎情報を明確にする地籍調査の意義や必要性を理解して、積極的に参加し、事業の推進に関わります。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで）

用語解説：※1 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。
 ※2 地籍調査…一筆ごとの土地について、その所有者・地番・地目の調査や境界の位置と面積の測量を行い、その結果を「地籍簿」と「地籍図」にとりまとめることをいい、土地に関する基礎的な調査のこと。



基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

取組分野② 河川

現状と課題

近年の異常気象による突発的な集中豪雨や台風がもたらす風水害が多く発生していることなどから、水害による被害の防止や日常生活の排水先として、河川の果たす役割は大きく、その整備や維持管理が重要なものとなっています。

境川など県管理の2級河川は、5年に一度(5年確率)の大雨に耐える構造・形状となっており、整備はほぼ完了しています。市が管理する準用河川6河川のうち3河川(唐沢川・福田川・大曲川)は改修を完了しています。砂後川については市街化区域内の整備を終え、また、茶屋川については現在、整備を進めています。寺田川については、現在整備中の河川の整備後、改修に着手する必要があります。

準用河川の5年確率の大雨に対する河川改修率は、58%程度で、今後も河川改修を進めていくことが必要です。

雨水流出抑制対策として、区画整理事業などの大規模開発における雨水を一時的に貯めておく調整池の整備や、市役所などの公共施設では雨水貯留施設を設置しています。また、市街地における雨水対策として三好中島地区で調整池の整備を行っています。

境川流域の浸水被害防止を目的として、平成26(2014)年3月に「境川・猿渡川流域水害対策計画」と「河川整備計画」が策定されました。今後は、未整備の河川について自然に配慮した改修を進めるとともに、開発などに対しては雨水貯留浸透施設^{*}の設置が必要であることを広く市民に周知する必要があります。

取組分野のねらい

集中豪雨や台風など自然災害に対応した排水環境を整え、境川流域の関係市町と連携し、治水に向けた取り組みを進めるとともに、河川改修に際しては、自然に配慮した親水空間としての機能を兼ね備え、都市空間との調和に配慮した河川計画づくりと整備を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
準用河川の改修率	準用河川の総延長に占める整備済延長の割合	54.5%	58.8%	63.5%

主な取組

1 準用河川の整備

災害に強い治水事業として河川の整備を行うとともに、自然に配慮した多自然型護岸の整備や親水空間としての機能に配慮した水辺の憩いの場づくりを進めます。

2 雨水流出抑制対策の実施

境川流域の浸水被害防止を目的として策定された「境川・猿渡川流域水害対策計画」を基に、雨水流出抑制対策などを実施します。また、雨水貯留浸透施設の設置について、広報みやこやホームページなどを通じて広く周知を図っていきます。

市民の役割

一定の規模の施設などでは雨水貯留浸透施設の設置などにより、境川流域の浸水被害の防止に努めます。

河川が親水空間として安全、快適に利用できるように河川に関心を持ち、ごみ拾いや草刈りなど、できることから積極的に取り組みを始めます。

関連計画等：境川・猿渡川流域水害対策計画(平成26(2014)年3月から)
河川整備計画(平成26(2014)年3月から)

用語解説：※ 雨水貯留浸透施設…雨を一時的に溜めておき、水資源として活用するための施設(雨水貯留施設)と雨水を効率良く大地に浸透させるための施設(雨水浸透施設)の総称のこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

取組分野③ 下水道

現状と課題

本市の下水道事業には、公共下水道事業や農業集落排水事業、コミュニティ・プラント（小規模下水処理施設）事業があります。現在、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の整備は完了しており、公共下水道事業で順次事業区域の拡大を図り、河川や池、海などの公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上、浸水の防除に努め、下水道の普及を促進しています。また、下水道区域内における未接続家庭の接続の促進を毎年実施し、令和4(2022)年度末の水洗化率は、93.6%となっていますが、施設の老朽化による施設改築・更新コストや維持管理コストの増大が懸念されており、長期的な観点から効率的な改築・更新、運営管理手法の検討や農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設の公共下水道への接続替えが必要です。

さらに、特定都市下水道計画において、西一色地区は雨水の浸水被害を防止・軽減する対策として貯留機能を備えたポンプ場の整備が必要な地区と位置付けられているため、緊急に整備する必要があります。

また、下水道事業が地方公営企業^{※1}としてより独立性を強めるため、平成31(2019)年4月から地方公営企業法の規定を適用し、経済活動の状況が把握しやすい公営企業会計に移行していますが、今後は、将来人口増加の鈍化に伴い、使用料などの料金収入を考慮しながらサービスの安定化を図るため、さらに経営の健全化を推進する必要があります。

取組分野のねらい

下水道未整備地区の整備を計画的に行い、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全を促進し、生活基盤が整ったまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
水洗化率	下水道を利用できる全人口のうち、下水道に接続している人口の割合	92.8%	93.6%	93.9%

主な取組

1 下水道などの汚水処理の普及

合併浄化槽^{※2}を含めた下水道などの計画的な整備を推進し、市全域での汚水処理を普及します。

2 下水道などへの接続による水洗化の促進

未接続家庭などの下水道接続工事を促進し、市全域の水洗化に努めます。

3 広域化・共同化の促進

農業集落排水施設やコミュニティ・プラント施設の老朽化や維持管理状況を踏まえ、公共下水道への接続替えを進めます。

4 下水道施設の適正な維持管理

ストックマネジメント計画^{※3}に基づき点検・調査を実施し、予防保全型維持管理に努めます。

5 雨水の浸水被害防止・軽減対策

西一色地区に貯留機能を備えた雨水ポンプ場の整備を進めます。

市民の役割

家庭から排水される汚水・雑排水を公共下水道や農業集落排水、コミュニティ・プラントへ接続をするとともに、下水道施設に悪影響を及ぼすものは流さないようにします。合併浄化槽と、し尿汲取りの適正な維持管理をします。

関連計画等：みよし市流域関連公共下水道事業基本計画

(昭和45(1970)年度から令和12(2030)年度まで)

矢作川・境川流域（境川処理区）関連みよし市公共下水道事業計画

(昭和62(1987)年度から令和10(2023)年度まで)

豊田都市計画下水道事業みよし公共下水道事業計画

(昭和62(1987)年度から令和10(2023)年度まで)

用語解説

- ※1 地方公営企業…地方公共団体が独立採算制で経営する企業活動のこと。
- ※2 合併浄化槽…し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
- ※3 スtockマネジメント計画…持続可能な下水道事業の実施を目的に、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する計画のこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野① 公共交通

現状と課題

本市の公共交通において、市域をまたぐ広域的な交通ネットワークは、名古屋市と豊田市を結びおおよし地域を東西に横断する名鉄豊田線、日進市赤池駅と豊田市駅を結びなおよし地域を東西に横断する名鉄バス「星ヶ丘豊田線」、赤池駅とイオン三好ショッピングセンターを結ぶ名鉄バス「イオン赤池線」、知立駅とイオン三好ショッピングセンターを結ぶ名鉄バス「愛教大線」が主にその役割を担っています。

また、これらの路線を補完する公共交通として市のコミュニティバス「さんさんバス」を地域内の移動の核として市内を網羅するように運行するとともに、さんさんバスのバス停から遠い地区からもさんさんバスへ乗り継ぐことができるようにタクシーと連携した「乗継タクシー」を運行しています。

さんさんバスは、令和 4(2022)年 4 月に車両をこれまでの 6 台から 9 台へ 3 台増車するとともに路線を再編し、現在は 3 路線で 1 日当たり合計 92 便を毎日運行しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通全体の利用者数は大きく減少しましたが、公共交通は、市民の暮らしを支える社会基盤の一つであるだけでなく、渋滞解消や環境保全といった観点からも大変有効な交通手段であり、公共交通の果たす役割はますます重要になっています。市民アンケートの結果では、鉄道、バスおよびタクシーなどの公共交通に対して重要度が高いと認識されているものの満足度は低く、さらなる公共交通のサービス向上が求められています。

鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通相互の連携や、近隣市町を含めた交通ネットワークの構築など、市民ニーズに対応した公共交通サービスの向上を、みよし市公共交通会議において検討を行い進めていくことが重要です。

取組分野のねらい

公共交通のサービス向上により、自家用車に過度に頼ることなく、こどもから高齢者まで、誰もが気軽に外出できるまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
さんさんバスの利用者数	さんさんバスの年間利用者数	286,191 人	284,632 人	330,000 人

主な取組

1 持続可能な公共交通ネットワークの形成

鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通が相互に連携、協力し、それぞれの機能に応じたサービスを確保、維持、改善していくことで持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

2 利用しやすい環境整備

運行情報について ICT^{※1}などを活用した分かりやすい情報提供に努めるとともに、バス停周辺の待合環境整備など利用しやすい環境整備を進めます。

3 次世代バスの導入

環境負荷の低減や持続可能な地域社会の形成に向けて、さんさんバスにおいて次世代バス（EV^{※2}やFCV^{※3}など）の導入を進めます。

4 公共交通の利用促進

近隣市町や交通事業者と連携したイベントなどを実施し、公共交通全体の利用を促進するとともに、公共交通に対する愛着の醸成を図ります。

市民の役割

公共交通の役割を認識し、積極的に公共交通を利用することにより、過度に自家用車に頼らないように努めます。

関連計画等：みよし市地域公共交通計画（令和 6(2024)年度見直し予定）

用語解説：※1 ICT…Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。
 ※2 EV…Electric Vehicle（電気自動車）の略称。
 ※3 FCV…Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略称。



基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野② 道路

現状と課題

道路は、人々の交流や経済の活性化に貢献し、災害時には緊急輸送の機能を担う大切な都市基盤です。

本市の主要道路は、東西軸として東名高速道路、一般国道 153 号があり、広域の交通アクセスの要となっています。南北軸として、都市計画道路豊田知立バイパス線が開通していますが、おかよし地域からみなよし地域へと縦断的に結ぶ都市計画道路三好ヶ丘駒場線をさらに整備する必要があります。

生活道路は、移動空間だけでなく、コミュニティ活動や防災、交通安全の側面からも重要な役割を担っています。

このため、地域住民と連携のもと、交通事故が発生する危険性の高い区間や通学路などについて、自動車と歩行者の分離により歩行者の安全確保を図るとともに、車両速度を抑制する道路構造などにより歩行者と自転車とが共有する道路空間の創出に取り組むことが必要です。また、道路幅員が狭い道路では、災害時や緊急時など、緊急車両などの進入が困難な場合もあり、今後の高齢化の進展を考えると道路幅員の拡幅が非常に重要です。

道路構造物である橋梁は、高度経済成長期以降に造られ 30 年以上経過したものが多く、今後急速に橋梁の高齢化が進むことから、修繕などの需要が増加することが見込まれます。このため、橋梁の修繕・架け替えにかかるコストの縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保していく必要があります。

今後、道路の安全な利用のためには、年々劣化する舗装や附属施設などの適切な維持管理が必要です。

取組分野のねらい

計画的に幹線道路や歩道の整備を推進するとともに、生活道路も含め維持管理に努め、安全で快適に移動できる道路環境を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
都市計画道路整備率	都市計画道路の計画延長に占める整備済延長の割合	79.1%	81.1%	82.1%

主な取組

1 幹線道路の整備

都市計画道路の未整備路線について整備を促進します。中心市街地活性化のため、市役所周辺の都市計画道路については、ユニバーサルデザイン※¹に配慮した整備を進めます。

2 生活道路の整備、維持・修繕

生活道路や交通安全施設などの整備は、地域からの要請に沿いながら計画的に整備し、市民生活の安全性・快適性の向上に努めます。

道路路面状況を把握し、安全で円滑な交通環境の確保や維持管理を効率的に進めます。

3 橋の新設、維持・修繕

道路整備や河川改修に合わせ、景観や耐震に配慮した橋づくりに努めます。

経年的に劣化する橋に対して、「橋梁長寿命化修繕計画※²」に基づき計画的な維持・修繕をします。

市民の役割

計画道路の公共的な役割を理解し、事業への協力や身近な生活道路の清掃、草刈りを行い、道路の不具合などの速やかな連絡などに協力します。

関連計画等：橋梁長寿命化修繕計画（平成 25(2013)年度策定）

用語解説：※¹ ユニバーサルデザイン…年齢や身体能力、文化、言語、国籍、性別などにかかわらず、全ての人が使いやすいように施設や製品などをデザインすること。
 ※² 橋梁長寿命化修繕計画…今後老朽化する橋が増えることから、修繕計画を策定し、予防的な修繕と計画的な架け替えを行うとともに、橋の寿命延伸などによるコスト縮減を図ることを目的とした計画のこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野③ 市街地整備

現状と課題

道路や公園などの都市基盤施設と住宅地を総合的に整備する土地区画整理事業により整備された市街地は、市街化区域内の約4割強(478.6ha)を占めています。また、民間による低層戸建の住宅地開発が行われており、良好な住宅市街地の形成が進んでいます。

これまでまちづくり土地利用条例や地区計画^{※1}制度などにより開発などの誘導を進めてきました。しかし、都市基盤が整っていない市街地については、道路や公園などの整備をしていくことが課題であり、この解決に向けては、市民の声を聴きながらまちづくりを進める必要があります。

市役所を中心とする既存市街地には、図書館学習交流プラザ「サンライズ」や保健センター、福祉センターなど多くの公共施設があり、また、銀行や郵便局などの公益施設や大型商業施設が隣接し、本市の中心拠点を形成しています。しかし、商店の集積化などにより人の動きが変化し、中心市街地^{※2}の持つ機能が失われつつあります。

今後、市役所周辺と大型商業施設エリアにおけるにぎわいの連携を図るため、市街地としての基盤整備を推進し、文化や行政、商業、公園などの機能を結ぶ都市計画道路の整備に加え、中心市街地の活性化に向けた新たな取り組みが必要です。

取組分野のねらい

公共施設などを適切に配置するとともに、持続的な発展に向けた都市基盤の整備を促進することで、安全で快適なまちづくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市街地整備済面積	土地区画整理事業の整備済面積と地区計画が定められた(区画整理を除く)整備済の面積	542.9ha	587.7ha	633ha

主な取組

1 住宅用地の整備推進

中心市街地では、良好な住環境を整備するとともに、円滑な交通体系を確立して利便性を高め、活性化を図ります。また、市街地に隣接した一部の地区については、将来人口を踏まえながら、土地区画整理事業、地区計画などを活用した住宅地の形成を進めていきます。

2 地区施設整備事業の推進

水害対策のための調整池や暮らしの中での憩いの空間である公園の整備を進め、周辺の住環境の形成により、にぎわいを創出し中心市街地の活性化を図ります。

3 都市計画道路の整備促進

中心市街地の各施設の連携による人々の活性化を図るため、文化や行政、商業、公園施設の機能を結ぶ都市計画道路の整備を推進します。

4 地区計画制度の活用

まちづくり土地利用条例や地区計画制度などにより開発などの誘導を図ります。

市民の役割

市民や地区の組織が主体となり、また市民と行政とが連携してまちづくりを進めます。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで）

用語解説：※1 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。
 ※2 中心市街地…市役所を中心とする既存市街地と隣接する公益施設や大型商業施設を包括するエリアのこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野④ 景観

現状と課題

本市は、美しい田園や活力ある工業地域、閑静な住宅地や緑豊かな自然がバランスよく配置されています。市街地と自然を包含した都市景観の創造や市内の田園景観の保全が重要であり、都市化が進む一方で、豊かな緑や自然環境の保全に対する意識の高揚や美しいまちなみなど、良好な景観形成に関する市民の関心が高まっています。

国においては、平成 15(2003)年に美しい国づくり政策大綱が公表され、美しい国づくりの基本的な考え方が示されました。また、平成 16(2004)年に良好な景観形成と豊かな緑の創出に向け、景観緑三法^{※1}が公布され、景観に関する法的な拘束力や都市の緑に関する総合的な法制度が整備されました。

本市では、景観法に基づいた景観計画区域を定め、平成 22(2010)年 9 月に景観行政団体の指定を受けることで、開発を行う場合の届出の義務化や、平成 23(2011)年 4 月には、水と緑豊かな良好な景観を保全または創出するために必要な事項を定めた「水と緑の風景を守り育てる条例」を施行しました。条例に基づき、平成 23(2011)年 4 月に都市緑地法の規定に基づく市の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画（緑のマスタープラン）と景観法の規定に基づく景観計画を一体的な内容とした「みどりと景観計画」を策定しました。

今後も、潤いのある生活空間の創造や地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるにあたり、景観形成のための具体的な施策の展開を図る必要があります。

取組分野のねらい

都市空間の形成や景観に配慮した住環境の整備を進めることにより、市民が「住み続けたいまち」と思えるようなまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
景観に配慮した地区数	景観に配慮した地区計画 ^{※2} の策定数	6 地区	8 地区	9 地区

主な取組

1 みどりと景観計画の推進

良好な景観形成を図るため、水と緑の風景を大切にし、自然と共生できる環境づくりに向けた取り組みを進めます。

2 景観重要樹木の保全

良好な景観形成を図るため、景観重要樹木の保全に努めていきます。

市民の役割

周辺との調和に配慮し、民有地の良好な景観形成に努めます。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度まで）
みどりと景観計画（令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度まで）

用語解説：※1 景観緑三法…「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の 3 法の総称のこと。
※2 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。

基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 3 多様な世代の定住・移住を促進しよう

取組分野① 住まい

現状と課題

本市では、市民の生活基盤である住宅の安全と定住促進の観点から、建築物の耐震化を促進し、良質な住まいの確保に向けた取り組みを行っています。

木造住宅では、令和 4(2022)年度末までに 960 戸の耐震診断と 189 戸の耐震改修が実施されていますが、地震による倒壊を防ぐためには、2,180 戸程度ある昭和 56(1981)年以前に建築された耐震診断を行っていない木造住宅の耐震性を的確に把握し、必要に応じて耐震改修などを進めることが重要です。また、非木造住宅の耐震診断や耐震改修の促進を図るとともに、避難路や通学路などに面した老朽化した建築物についても耐震改修を進める必要があります。耐震化を促進するためには、耐震診断・改修の補助制度のさらなる PR が必要です。

また、本市においては、人口の増加傾向が続くなか、空き家率は全国・愛知県平均と比較して低く抑えられているものの、将来的には人口減少に転じることが予測されており、空き家の増加が見込まれます。こうしたことから、本市の空き家について、これまでに実施した空き家に関する調査などの結果を踏まえ、今後の空き家の発生抑制や、適切な維持管理対策が必要です。加えて、現在実施している空き家バンク制度^{*}の運用や多世代世帯を対象とした空き家の取得費用の助成などをはじめとした空き家の利活用を推進していくことが必要です。

取組分野のねらい

建築物の耐震化を促進し、地震の被害から市民の生命と財産を守るとともに、若年層の定住促進を図り、活気のあるまちづくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
住宅の耐震化率	住宅総戸数に占める耐震化された住宅(一戸建て住宅、長屋、併用住宅、共同住宅)の割合	87.5%	92%	97%

主な取組

1 建築物の耐震化促進

地震の被害から市民の生命と財産を守るため、住宅の耐震化について補助制度の PR を行い、建築物の耐震化を促進します。

2 空き家の活用

空き家バンクへの空き家の登録を推進し、住宅取得に向けた情報発信と経済支援を行います。

3 空き家の発生の抑制

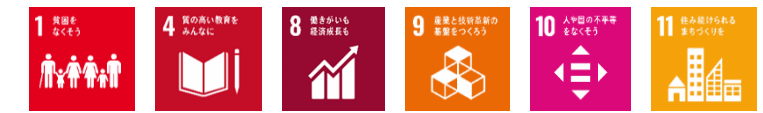
将来空き家になる可能性の高い高齢者のみの世帯に対し、空き家が引き起こす問題や、空き家の発生の抑制に関する制度の周知・啓発を行います。

市民の役割

自己の住宅や所有する建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震のための改修を行います。安全で良好な生活環境の確保のため、空き家の適正管理と活用促進に努めます。

関連計画等：みよし市建築物耐震改修促進計画（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）
みよし市空家等対策計画（令和 5(2023)年度から令和 14(2043)年度まで）

用語解説：※ 空き家バンク制度…市内に空き家と土地を持っている人が、譲渡、賃借を希望する場合に、その物件情報を空き家バンクに登録して、本市に定住するために空き家を購入または賃借を希望する人に、その登録された情報を提供することができる制度のこと。



基本目標 6 快適で暮らしやすいまち

快適

取組方針 3 多様な世代の定住・移住を促進しよう

取組分野② 雇用対策

現状と課題

本市では、地域住民の生活の安定と就職・再就職の促進を図るため、就労支援サービスと職業相談や職業紹介などを一体的に実施する就労支援センター「ジョブサポートみよし」を平成27(2015)年11月に開設し雇用の安定を図っています。

完全失業率^{※1}はコロナ禍において一時的な上昇は見られたものの減少傾向にあり、有効求人倍率^{※2}についてはコロナ禍による落ち込みから徐々に回復傾向にあります。雇用情勢は改善されてきていますが、引き続き雇用の安定を図っていく必要があります。

本市の人口増は鈍化傾向にあり、高齢化は確実に進行しています。また、仕事と家庭の両立や労働時間の短縮、リモートワークの活用などの働き方改革や定年年齢の引き上げなど労働・雇用環境が大きく変化し、こうした変化に対応した雇用対策が企業に求められています。

今後も、就業相談窓口や職業紹介窓口の充実により就労機会の拡大を図ることが必要です。

取組分野のねらい

就職を希望する人に対し、地域社会での活躍や就労を促進し、地域雇用の安定化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
就労者数	ジョブサポートみよしを通して1年間に就職した人数	286人	195人	295人

主な取組

1 雇用対策の充実

国、愛知県などと協力し、雇用の確保と改善、働く人たちの安全で安心して働ける環境づくり、少子高齢化が進行する中での多様な働き方の実現を支援します。

2 就労支援の推進

就業に意欲的な若者や女性、高齢者、障がい者などに向けた就労支援セミナーなどを開催し、就職をサポートします。

若年層が市内企業へ就職し定着しやすい環境づくりを支援します。

3 近隣地域との連携による雇用対策支援

近隣地域の市町と連携し、就職フェアなどを開催するなど、就労意欲の高揚、就労情報の提供により雇用対策を図ります。

市民の役割

自発的、積極的に各種セミナーなどへ参加し、就労意欲の高揚を図ります。

用語解説 : ※1 完全失業率…15歳以上の働く意欲のある人(労働力人口)のうち、仕事を探しても仕事に就くことができない人の割合のこと。
 ※2 有効求人倍率…公共職業安定所に登録している求職者数に対する企業からの求人数の割合のこと。